

保護者様（全児童配布）

令和4年4月18日

武雄市教育委員会

武雄市立朝日小学校

校長 坂元 俊文

## 学習者用端末の貸与に関する誓約書の提出について

平素は、本市並びに本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度も一人一台学習者用端末を効果的に活用し、日々の授業や家庭学習、リモート授業、休校時のオンライン授業など学びの充実を図っていきます。

この端末は、武雄市が全校の児童に貸し出しているものです。利用にあたり、裏面添付の「学習者用端末利用上の注意」をご確認いただき、利用に関する「誓約書」を4月28日（木）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

※家庭での過失による故障等（管理面）については、家庭でご負担していただく場合があります。ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

裏面をご覧ください。

学習者用端末を使用する児童、生徒は、以下のことを守って利用すること。また、家庭への持ち帰り時は保護者で適切に管理を行うこと。

### 1 学習者用端末の使用について

- (1) 学習者用端末は、学校における授業や家庭学習において使用する。
- (2) 学習者用端末は、学校から指示、許可があった場合に自宅に持ち帰り使用することができる。
- (3) 学習者用端末は、学校及び自宅等の Wi-Fi にアクセスすることができる。
- (4) Wi-Fi 環境が未整備の家庭は、別途申請によりモバイルルーターを貸与する。
- (5) 学習者用端末を利用するために、全児童・生徒に Google アカウントを付与する。
- (6) 授業や家庭学習等でデータを保存する必要がある場合は、Google ドライブに保存する。

### 2 学習者用端末の管理について

- (1) 学習者用端末の破損や紛失、盗難に注意をする。
- (2) 学習者用端末の充電は、学校の電源キャビネットまたは自宅等で行う。
- (3) 学習者用端末は、他者に使用させない。
- (4) 学習者用端末をログインしたまま放置しない。

### 3 アカウント(ID・パスワード)の管理について

- (1) アカウント(ID・パスワード)は、他者に教えたりすることなく厳重に管理する。
- (2) パスワードを設定する場合は、容易に推測できる連続した文字や数字を使わないようにする。
- (3) パスワードを忘れた場合には、担任に申し出る。

### 4 学習者用端末の故障、紛失等への対応について

- (1) 学習者用端末に不具合や故障、紛失や盗難が発生した場合は、速やかに担任へ連絡をする。
- (2) 学習者用端末の通常使用による故障及び軽微な過失による、盗難などに係る原状回復費用については、武雄市教育委員会が負担する。

- (3) **故障、紛失、盗難が、故意または重大な過失による場合(以下一部例)には、児童・生徒(保護者)に原状回復費用を負担させる場合がある。補償費用は最大 50,000 円程度となる。**

【費用負担を求める場合(例)】

- ・ 本体、充電器の全部または一部を紛失した。
- ・ 本体の内部を開き、改造、分解した。
- ・ 学習用端末の画面部分を勢いよくはたいて閉じたため、画面を破損させた。
- ・ 家庭での使用中に、学習用端末のそばに置いていた水等がかかり、故障させた。
- ・ 適切でない場所(不安定な場所、床等)に管理していたため、落下、踏み付けによって破損させた。
- ・ 落下やその他により破損が予見される場面において、故意的な行動を取り結果的に破損させた。(端末を投げ渡した、端末を持っている人を押し倒した等)

切り取り

学習者用端末利用誓約書

武雄市教育委員会  
武雄市立朝日小学校  
校長 坂元 俊文 様

児童一人1枚提出  
4月28日(木)提出締め切り

学習用端末を、学習者用端末利用上の注意を遵守して利用することを誓約します。

令和4年 4月 日

児童名： \_\_\_\_\_ ( 年 組) 保護者名： \_\_\_\_\_